



接続約款変更認可申請書

西相制第 142 号
平成 24 年 1 月 17 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 24 年 4 月 1 日より実施します。
------	---------------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア 欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア 欄又はア 欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を適用します。 キ～ソ (略) タ 2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1第6欄イ(ア)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア 欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア 欄又はア 欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を適用します。 チ～ナ (略)

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア(ア)欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア) 欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア) 欄若しくは(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を適用します。 キ～ソ (略) タ 2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1第6欄イ(ア)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア) 欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア) 欄若しくは(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を適用します。 チ～ナ (略)

2 料金額
 2 - 1 端末回線伝送機能
 2 - 1 - 1 基本額
 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ 1 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金 1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
			平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) C欄に規定する料金額
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金 1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
			平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) C欄に規定する料金額
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金 1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
			平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) C欄に規定する料金額
				—

2 料金額
 2 - 1 端末回線伝送機能
 2 - 1 - 1 基本額
 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ 1 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金 1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
				—

		エ 2 芯 式 の も の	(ア) 保守 の区 別が タイ プ1 - 1 の も の	平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,210円		
				平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	8,786円		
				平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)		
			(イ) 保守 の区 別が タイ プ1 - 2 の も の	平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,210円		
				平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	8,786円		
				平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)		
			(ウ) (ア)(イ) 以外 の も の	平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,486円		
				平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,050円		
				平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)		
			(4)～(4)-2 (略)	(略)				(略)
(5) 端末回線伝 送機能(第5条 (標準的な接続 箇所)第1項の 表中第2-3欄 で接続する場 合)	ア (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	—	
	イ 端末回線に より伝送を行 う機能(1.536 Mbit/sの符号 伝送が可能な ものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	5,995円				
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	5,995円				

		エ 2 芯 式 の も の	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,360円					
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)					
			(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,360円					
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)					
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,611円					
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)					
			(4)～(4)-2 (略)					(略)	(略)	(略)	
			(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2 - 3欄で接続する場合)	ア (略)		(略)		(略)	(略)	(略)	
				イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536 Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの			1回線ごとに	5,728円		
					(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの			1回線ごとに	5,728円		

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限り、ます。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいい、ます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいい、ます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,743円
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,525円
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限り、ます。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいい、ます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいい、ます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

				C 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1 回 線 ごとに	(略)
		以 外のもの		A 平成23年4月1日か ら平成24年3月31日 まで適用する料金	1 回 線 ごとに	4,743円
			B 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金	1 回 線 ごとに	4,525円	
			C 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1 回 線 ごとに	(略)	
イ 光 信 号主端 末回線 (光局 外スリ ッタを 含むも のに限 ります 。) によ り 1 芯に て伝送 を行う 機能	(ア) 分岐できる 光信号分岐端 末回線の数が 8を限度とす るもの	保守の 区別がタ イプ1 - 1のもの	A 平成23年4月1日か ら平成24年3月31日 まで適用する料金	1 回 線 ごとに	4,298 円	
			B 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金	1 回 線 ごとに	3,995 円	
			C 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1 回 線 ごとに	3,010 円	
			保守の 区別がタ イプ1 - 2のもの	A 平成23年4月1日か ら平成24年3月31日 まで適用する料金	1 回 線 ごとに	4,298 円
		B 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金		1 回 線 ごとに	3,995 円	
		C 平成25年4月1日以 降に適用する料金		1 回 線 ごとに	3,010 円	
			以 外のもの	A 平成23年4月1日か ら平成24年3月31日 まで適用する料金	1 回 線 ごとに	4,422 円
		B 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金		1 回 線 ごとに	4,110 円	
		C 平成25年4月1日以 降に適用する料金		1 回 線 ごとに	3,096 円	
		(イ) 分岐できる 光信号分岐端 末回線の数が	保守の 区別がタ イプ1 -	A 平成23年4月1日か ら平成24年3月31日 まで適用する料金	1 回 線 ごとに	4,321 円

イ 光信号主端末回線（光局外スリットを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円	
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,957円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,143円	
		(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が	保守の区別がタイプ1-	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,820円

		4を限度とするもの	1のもの	B_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,018 円</u>	
				C_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,033 円</u>	
			保守の 区別がタイプ1 - 2のもの	A_平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	<u>1回線ごとに</u>	<u>4,321 円</u>	
				B_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,018 円</u>	
				C_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,033 円</u>	
			以 外のもの	A_平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	<u>1回線ごとに</u>	<u>4,446 円</u>	
				B_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,134 円</u>	
				C_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,120 円</u>	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

		4を限度とするもの	1のもの	B_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,029円</u>	
			保守の 区別がタイプ1 - 2のもの	A_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>3,820円</u>	
				B_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,029円</u>	
			以 外のもの	A_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>3,930円</u>	
				B_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,116円</u>	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

(8) 端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5 - 2 欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末 回線を終端するための装置に限り ます。)及び端末回線により伝送を 行う機能	3 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>7,052 円</u>	—
		6 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>8,684 円</u>	
		9 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>9,308 円</u>	
		12Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>9,980 円</u>	
		15Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>10,652 円</u>	
		18Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>11,324 円</u>	
		21Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>11,996 円</u>	
		24Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>12,668 円</u>	
		27Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>13,340 円</u>	
		30Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>14,012 円</u>	
		33Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>14,684 円</u>	
		36Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>15,308 円</u>	
		39Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>15,980 円</u>	
		42Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>16,652 円</u>	
(9) 端末回 線伝送機 能(第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5 - 3 欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置及び 端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	<u>9,532 円</u>	—
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	<u>13,541 円</u>	

(8) 端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5 - 2 欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末 回線を終端するための装置に限り ます。)及び端末回線により伝送を 行う機能	3 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>6,418 円</u>	—
		6 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>7,903 円</u>	
		9 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>8,488 円</u>	
		12Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>9,118 円</u>	
		15Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>9,703 円</u>	
		18Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>10,333 円</u>	
		21Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>10,918 円</u>	
		24Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>11,548 円</u>	
		27Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>12,133 円</u>	
		30Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>12,718 円</u>	
		33Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>13,348 円</u>	
		36Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>13,933 円</u>	
		39Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>14,563 円</u>	
		42Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>15,148 円</u>	
(9) 端末回 線伝送機 能(第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5 - 3 欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置及び 端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	<u>7,960 円</u>	—
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	<u>12,230 円</u>	

2 - 1 - 1 - 2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料				(略)	(略)	(略)
イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額		
		平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額		
		平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額		
		平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	179 円		
		平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	185 円		
		平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)		
	ウ 2 芯式のもの	(ア) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	358 円		
		(イ) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	370 円		
		(ウ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)		

2 - 1 - 1 - 2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料				(略)	(略)	(略)
イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額		
		平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額		
	(イ) 2 - 1 - 1 第6 欄ア欄に規定する機能(1 芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	177 円		
		平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)		
ウ 2 芯式のもの		(ア) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	354 円		
		(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)		

(2) 2 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (イ)以外のもの	— 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	354 円	—
			— 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	354 円	
			— ____ 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	365 円	
		(1) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	— 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	349 円	
			— 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	349 円	
			— ____ 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	359 円	

(2) (2) 2 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの		保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	317 円	—
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	317 円	
				____ 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	327 円	
		(1) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	329 円	
				B 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	329 円	
				C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	339 円	
				A 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	324 円	
				B 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	324 円	
				C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	334 円	

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>4,298 円</u>	—
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,995 円</u>	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,010 円</u>	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>4,298 円</u>	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,995 円</u>	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,010 円</u>	
			以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>4,422 円</u>	

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,846円</u>	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,055円</u>	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,846円</u>	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,055円</u>	
			以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,957円</u>	

				<u>B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端 末回線ごとに	<u>4,110 円</u>						<u>B 平成25年4月1日以降に適用する料金</u>	1 光信号主端 末回線ごとに	<u>3,143円</u>	
				<u>C 平成25年4月1日以降に適用する料金</u>	1 光信号主端 末回線ごとに	<u>3,096 円</u>									
	(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金</u>	<u>1 光信号主端 末回線ごとに</u>	<u>4,321 円</u>			(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端 末回線ごとに	<u>3,820円</u>			
			<u>B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端 末回線ごとに	<u>4,018 円</u>		<u>B 平成25年4月1日以降に適用する料金</u>			1 光信号主端 末回線ごとに	<u>3,029円</u>				
			<u>C 平成25年4月1日以降に適用する料金</u>	1 光信号主端 末回線ごとに	<u>3,033 円</u>										
		保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金</u>	<u>1 光信号主端 末回線ごとに</u>	<u>4,321 円</u>		保守の区別がタイプ1-2のもの		<u>A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端 末回線ごとに	<u>3,820円</u>				
			<u>B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端 末回線ごとに	<u>4,018 円</u>				<u>B 平成25年4月1日以降に適用する料金</u>	1 光信号主端 末回線ごとに	<u>3,029円</u>				
			<u>C 平成25年4月1日以降に適用する料金</u>	1 光信号主端 末回線ごとに	<u>3,033 円</u>										

			以 外 の もの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,446 円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,134 円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,120 円	
(3) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの			1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,277 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの			1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,277 円	
	イ (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(4) ~ (5) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

			以 外 の もの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,930 円	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,116 円	
(3) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの			1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,009 円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの			1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,009 円	
	イ (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(4) ~ (5) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。